

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	A 地区	B 地区	C 地区	
		建築物の容積率の最高限度	20/10		10/10	
		建築物の建ぺい率の最高限度	6/10 (建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、7/10)		5/10 (建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、6/10)	
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡ ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものは、この限りではない。		—	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は5m以上、歩行者専用道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及びこれらに附属する建築物はこの限りではない。		建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。	
		建築物の高さの最高限度	31m		10m	
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁又はこれらに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。			
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く。）の構造は、生垣又は透視可能なフェンスその他これらに類する構造とする。 ただし、部分的に設けるもので周辺美観を損なわない構造仕様のものはこの限りではない。			

決定した地区計画「地区整備計画／建築物等に関する事項」を転記